



宮 崎 県 公 報

令和3年9月30日(木曜日) 第 242 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		
告 示		
○清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (財産総管理課) 5		
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 15		
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 15		
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 15		
○民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 15		
○民有林の保安林の指定…………… (“) 16		
○保安林の指定施業要件の変更…………… (“) 16		
訓 令		
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 16		
		公 告
		○宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 17
		○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 17
		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 18
		○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… (“) 20
		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 20
		○宮崎県環境影響評価条例に基づく都市計画決定権者の環境影響評価準備書の縦覧…………… (都市計画課) 20
		○宮崎県環境影響評価条例に基づく都市計画決定権者の環境影響評価準備書に関する説明会の開催…………… (“) 21
		○都市計画の変更の案の縦覧 (4件) …………… (“) 21
		○入札公告 (2件) …………… 22
		病院局公告
		○入札公告…………… 24

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1～19の12 [略] 19の13 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第26条の規定による認定に関する こと。 19の14～19の20 [略] 19の21 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農 林水産省構造改善局長通知)第11の4の規定に よる抽出検査の実施に関する こと。 19の22～25の2 [略] 25の3 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府 令第71号)第5条の規定による地籍調査(市町 村が行う次に掲げるものに限る。)の検査に 関すること。ただし、単点観測法による地籍測量	西臼杵支 庁長	1～19の12 [略] 19の13 過疎地域の持続的発展の支援に関する特 別措置法(令和3年法律第19号)第21条の規定 による認定に関する こと。 19の14～19の20 [略] 19の21 中山間地域等直接支払交付金実施要領の 運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農 林水産省構造改善局長通知)第11の5の規定に よる抽出検査の実施に関する こと。 19の22～25の2 [略] 25の3 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府 令第71号)第5条の規定による地籍調査(市町 村が行う次に掲げるものに限る。)の検査に 関すること。ただし、単点観測法による地籍測量

<p>にあつては第 2 号を除く。 (1) <u>第 3 条第 1 号</u>に規定する一筆地調査 (2)・(3) [略]</p> <p>25 の 4～66 [略]</p>	<p><u>の検査</u>にあつては第 2 号を除く。 (1) <u>第 3 条第 3 項</u>に規定する一筆地調査 (2)・(3) [略] (4) <u>第 42 条第 1 項第 5 号</u>に規定する地籍図原 図の作成</p> <p>25 の 4～66 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>保健所長 1～5 [略]</p> <p>6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3) <u>第 69 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項</u>の規定による立入検査等（同項にあつては、<u>第 12 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 20 第 1 項</u>の規定による製造販売業の許可、<u>第 13 条第 1 項及び第 23 条の 22 第 1 項</u>の規定による製造業の許可並びに<u>第 23 条の 2 の 3 第 1 項</u>の規定による製造業の登録を受けた者に係るものを除く。）に関する事 (4)～(6) [略]</p> <p>6 の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）による次の事務 (1) <u>第 2 条</u>の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関する事 (2)・(3) [略]</p> <p>6 の 3～10 [略]</p> <p>11 <u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）による次の事務</u> (1) <u>第 13 条第 4 項</u>の規定による許可の申請の受理に関する事 (2) <u>第 13 条第 5 項</u>の規定による届出の受理に関する事 (3) <u>第 14 条第 3 項</u>において準用する<u>第 13 条第 4 項</u>の規定による休廃止の許可の申請の受理に関する事</p> <p>12 削除 13～31 [略]</p> <p>32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による次の事務 (1) <u>第 12 条第 1 項（同条第 6 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 (2) <u>第 12 条第 4 項</u>の規定による届出の受理に関する事 (3) <u>第 13 条第 1 項（同条第 5 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 (4) <u>第 13 条第 2 項（同条第 5 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p>	<p>保健所長 1～5 [略]</p> <p>6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3) <u>第 69 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項</u>の規定による立入検査等（同項にあつては、<u>第 12 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 20 第 1 項</u>の規定による製造販売業の許可、<u>第 13 条第 1 項及び第 23 条の 22 第 1 項</u>の規定による製造業の許可並びに<u>第 23 条の 2 の 3 第 1 項</u>の規定による製造業の登録を受けた者に係るものを除く。）に関する事 (4)～(6) [略] (7) <u>第 72 条の 2 の 2</u>の規定による措置命令に関する事</p> <p>6 の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）による次の事務 (1) <u>第 2 条の 13</u>の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関する事 (2)・(3) [略]</p> <p>6 の 3～10 [略]</p> <p>11 及び 12 削除 13～31 [略]</p> <p>32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による次の事務 (1) <u>第 12 条第 1 項（同条第 8 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 (2) <u>第 12 条第 6 項</u>の規定による届出の受理に関する事 (3) <u>第 13 条第 1 項（同条第 7 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事 (4) <u>第 13 条第 2 項（同条第 7 項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p>

<p>に関すること。 (5)・(6) [略] (7) <u>第15条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による提出及び採取に関すること。</p> <p>(8)～(66) [略] (67) <u>第44条の3第1項の規定による報告の求め</u>に関すること。 (68) <u>第44条の3第2項の規定による協力の求め</u>に関すること。 (69)～(86) [略] (87) <u>第50条の2第1項の規定による報告の求め</u>に関すること。 (88) <u>第50条の2第2項の規定による協力の求め</u>に関すること。 (89)・(90) [略] (91) <u>第7条第1項の規定により政令で定めるところにより準用する(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(11)から(62)まで及び(67)から(70)までに規定する事務</u>に関すること。 (92) <u>第44条の4第1項の規定により適用する(48)、(49)、(54)から(58)まで及び(60)から(62)までに規定する事務</u>に関すること。 33～59 [略] 59の2 <u>大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)による次の事務</u> (1) <u>第9条の規定による受理書の交付</u>に関すること。 (2) <u>第9条の3の規定による受理書の交付</u>に関すること。 (3) <u>第10条の3の規定による受理書の交付</u>に関すること。 (4) <u>第10条の6の規定による受理書の交付</u>に関すること。 60 [略] 60の2 <u>水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第6条の規定による受理書の交付</u>に関すること。 61・62 [略] 62の2 <u>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年宮崎県規則第42号)第36条の規定による受理書の交付</u>に関すること。 63 [略] 63の2 <u>ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第5条の規定による受理書の交付</u>に関すること。 64～70 [略]</p>	<p>に関すること。 (5)・(6) [略] (7) <u>第15条第3項の規定による提出及び採取</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>第15条第8項の規定による命令</u>に関すること。 (9) <u>第15条第10項の規定による通知</u>に関すること。 (10) <u>第15条第11項の規定による書面の交付</u>に関すること。 (11)～(69) [略] (70) <u>第44条の3第1項の規定による報告及び協力</u>の求めに関すること。 (71) <u>第44条の3第2項の規定による報告及び協力</u>の求めに関すること。 (72)～(89) [略] (90) <u>第50条の2第1項の規定による報告及び協力</u>の求めに関すること。 (91) <u>第50条の2第2項の規定による報告及び協力</u>の求めに関すること。 (92)・(93) [略] (94) <u>第7条第1項の規定により政令で定めるところにより準用する(1)、(3)、(4)、(6)から(65)まで及び(70)から(73)までに規定する事務</u>に関すること。 (95) <u>第44条の4第1項の規定により適用する(51)、(52)及び(57)から(65)までに規定する事務</u>に関すること。 33～59 [略] 60 [略] 61・62 [略] 63 [略] 64～70 [略]</p>
---	--

<p>[略]</p> <p>農林振興局長 1～2の18 [略] 2の19 <u>過疎地域自立促進特別措置法第26条</u>の規定による認定に関すること。 2の20～2の26 [略] 2の27 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4の規定による抽出検査の実施に関すること。 2の28～12 [略] 13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査(市町村が行う次に掲げるものに限る。)の検査に関すること。ただし、単点観測法による地籍測量にあっては第2号を除く。 (1) 第3条第1号に規定する一筆地調査 (2)・(3) [略] 14～24 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>農林振興局長 1～2の18 [略] 2の19 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条</u>の規定による認定に関すること。 2の20～2の26 [略] 2の27 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の5の規定による抽出検査の実施に関すること。 2の28～12 [略] 13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査(市町村が行う次に掲げるものに限る。)の検査に関すること。ただし、単点観測法による地籍測量の<u>検査</u>にあっては第2号を除く。 (1) 第3条第3項に規定する一筆地調査 (2)・(3) [略] (4) <u>第42条第1項第5号に規定する地籍図原図の作成</u> 14～24 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>家畜保健衛生所長 1～3 [略] 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第69条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査等に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器、動物用高度管理医療機器、動物用特定保守管理医療機器及び動物用再生医療等製品に係るものに限る。) (6) 第70条第1項及び第3項の規定による廃棄等の措置命令に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器及び動物用高度管理医療機器等に係るものに限る。) (7) 第72条第4項の規定による改善命令等に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器及び動物用高度管理医療機器等に係るものに限る。) 5～14 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>家畜保健衛生所長 1～3 [略] 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第69条第1項から第3項まで及び第6項の規定による立入検査等に関すること(動物用医薬品、動物用管理医療機器、動物用高度管理医療機器、動物用特定保守管理医療機器及び動物用再生医療等製品(以下「<u>動物用医薬品等</u>」という。)に係るものに限る。) (6) 第70条第1項及び第3項の規定による廃棄等の措置命令に関すること(動物用医薬品等に係るものに限る。) (7) 第72条第4項の規定による改善命令等に関すること(動物用医薬品等に係るものに限る。) (8) <u>第72条の2の2の規定による措置命令に関すること(動物用医薬品等に係るものに限る。)</u>。 5～14 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1・2 [略] 3 <u>活力あるふるさとづくり事業補助金交付要綱(平成27年7月1日定め)</u>に基づく補助金 4～30 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1・2 [略] 3 <u>魅力あるふるさと環境づくり事業補助金交付要綱(令和3年4月1日定め)</u>に基づく補助金 4～30 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 723号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書（個人の場合に限る。）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 職員宿舍管理業務の登録にあつては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所（<u>常時清掃業務等の契約を締結する事務所をいう。以下同じ。</u>）に従事する職員が建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する1級若しくは2級建築士であること又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第27条の3</u>に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）<u>、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</u></p> <p>(8)～(23) [略]</p> <p>(24) 常時雇用する労働者の数が300人以下の者であつて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、<u>労働基準監督署</u>への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し</p> <p>(25)～(27) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書（別記様式第12号）に変更事項を証する書面の写し（変更があつた場合に限る。）を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所、商号若しくは名称又は<u>代表者の職氏名</u>に変更があつたとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(審査の申請)</p> <p>第3条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>でない旨の証明書（個人の場合に限る。）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 職員宿舍管理業務の登録にあつては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士</u>であること又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条</u>に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）<u>及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面</u></p> <p>(8)～(23) [略]</p> <p>(24) 常時雇用する労働者の数が300人以下の者であつて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、<u>都道府県労働局長</u>への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し</p> <p>(25)～(27) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書（別記様式第12号）に変更事項を証する書面の写し（変更があつた場合に限る。）を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所、商号若しくは名称又は<u>役員の氏名若しくは役名</u>に変更があつたとき。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号
ファクシミリ番号
メールアドレス

宮崎県が発注する下記業務の委託契約に係る競争入札の参加資格審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録希望業務 (申請書 1 枚につき 希望するもの 1 つに ○印をつけること。)	清掃業務														
	警備保障業務 (人的警備)														
	警備保障業務 (機械警備)														
	ねずみ昆虫等防除業務														
	職員宿舍管理業務														
業務可能 (参加希望) 地区 (希望するものに○印をつけること。)															
全県	宮崎 市	東諸 県郡	日南 市	串間 市	都城 市	北諸 県郡	小林 市	えび の市	西諸 県郡	西都 市	児湯 郡	日向 市	東白 杵郡	延岡 市	西白 杵郡

- ※ 清掃業務、警備保障業務の登録を受けようとする者は、該当する別紙 1 「登録審査表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙 2 「役員等の一覧表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙 3 「特別徴収実施確認・開始誓約書」を記載し、直近の領収書の写しを添付するか、市町村確認印を受けた上、申請書と併せて提出すること。

(裏 面)

(添付書類)

- 1 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書
- 2 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の証明書(個人の場合に限る。)
- 3 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物衛生法第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- 4 警備保障業務の登録にあつては、警備業法に基づく認定等を受けていることを証する書面の写し
- 5 職員宿舍管理業務の登録にあつては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法第2条第2項に規定する一級建築士若しくは同条第3項に規定する二級建築士であること又は建設業法施行令第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し
- 6 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 7 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 8 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 9 営業上の登録等一覧表(別記様式第3号)及びそれを証する書面の写し
- 10 営業所等一覧表(別記様式第4号)
- 11 経営規模等総括表(別記様式第5号)
- 12 決算年度別契約実績一覧表(別記様式第6号)及び契約実績に係る契約書の写し
- 13 最近2年間(現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間)の財務諸表
- 14 最近2年間の所得税確定申告書の写し(個人の場合に限る。)
- 15 職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)及び社会保険加入を証する書面
- 16 有資格職員名簿(別記様式第8号)及びそれを証する書面の写し
- 17 中小企業協同組合にあつては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿
- 18 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、それを証する書面の写し
- 19 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者雇用状況調査票(別記様式第9号)
- 20 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- 21 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施状況表(別記様式第10号)
- 22 育児休業制度を就業規則で定め、労働基準監督署への届出を行っている場合にあつては、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し
- 23 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める書類
 - (1) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し
 - (2) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っている場合(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。) 届出書の写し
 - (3) 女性活躍推進法第9条の規定による認定を受けている場合 認定証の写し
 - (4) 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証を受けている場合 認証書の写し
- 24 その他知事が必要と認める書類

別紙 1 (その 1) 清掃業務

登 録 審 査 表

商号又は名称		新規・更新 の区分	
審 査 事 項		記載欄	数値
(1) 契約実績		千円	
(2) 自己資本額		千円	
(3) 職員数		人	
(4) 流動比率 M/N (%)		%	
流動資産 M		千円	
流動負債 N		千円	
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)		%	
経常利益 S		千円	
総資本額 R		千円	
(6) 自己資本比率 P/R (%)		%	
自己資本額 P		千円	
総資本額 R		千円	
(7) 営業年数		年	
(8) 技術職員数 1		人	
ア 建築物環境衛生管理技術者		人	
イ 統括管理者		人	
ウ 清掃作業監督者		人	
エ ビルクリーニング技能士		人	
オ 空調給排水管理監督者		人	
(9) 技術職員数 2		人	
カ 貯水槽清掃作業監督者		人	
キ 防除作業監督者		人	
ク 空気環境測定実施者		人	
ケ 空調調用ダクト清掃作業監督者		人	
コ 排水管清掃作業監督者		人	
(10) 営業に関する登録 (該当するものは記載欄に○を記載)			
サ 建築物環境衛生総合管理業			
シ 建築物清掃業			
ス 建築物空気環境測定業			
セ 建築物空調調用ダクト清掃業			
ソ 建築物飲料水水質検査業			
タ 建築物飲料水貯水槽清掃業			
チ 建築物排水管清掃業			
ツ 建築物ねずみ昆虫等防除業			
(11) 過去 2 年の従事者研修実施状況 (該当する番号を記載) ①毎年 1 回以上実施、② 1 回実施、③実施なし			
(12) 雇用障がい者数 (法定雇用義務がある場合は超えている人数)		人	
(13) ISO取得 (該当するものは記載欄に○を記載)	ISO9001		
	ISO14001		
(14) 働きやすい職場環境 の整備 (該当するものは記載欄 に○を記載)	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出		
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出 (常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主に限る。) ③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証		

判定

総 合 点 数

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

別紙 1 (その 2) 警備保障業務

登 録 審 査 表

商号又は名称		新規・更新 の 区 分	
審	査	事	項
		記載欄	数値
(1) 契約実績		千円	
(2) 自己資本額		千円	
(3) 職員数		人	
(4) 流動比率 M/N (%)		%	
流動資産 M		千円	
流動負債 N		千円	
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)		%	
経常利益 S		千円	
総資本額 R		千円	
(6) 自己資本比率 P/R (%)		%	
自己資本額 P		千円	
総資本額 R		千円	
(7) 営業年数		年	
(8) 技術職員数 1		人	
ア 警備員指導教育責任者		人	
イ 機械警備業務管理者		人	
(9) 技術職員数 2		人	
ウ 施設警備業務 1 級検定合格警備員		人	
エ 施設警備業務 2 級検定合格警備員		人	
(10) 雇用障がい者数 (法定雇用義務がある場合は超えている人数)		人	
(11) ISO取得 (該当するものは記載欄に○を記載)	IS09001		
	IS014001		
(12) 働きやすい職場環境の整備 (該当するものは記載欄に○を記載)	育児休業制度に関する就業規則の定め及び労働基準監督署への届出		
	①次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定、②女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局長への届出(常時雇用する労働者数が300人以下の事業主に限る。)、③女性活躍推進法第9条の規定による認定、④働きやすい職場「ひなたの極」認証制度実施要綱第5条の規定による認証		
総 合 点 数			

判定

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

別紙 3

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地 (住所)

法人名 (屋号)

代表者氏名 _____

チェック欄 (次のいずれか該当する項目欄の□にチェックを入れてください。)

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを添付してください。

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しがない場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

市 (町・村) 確認印

〈特別徴収義務がない場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。 → 確認印を受けてください。

〈開始誓約〉

- 当事業所は、_____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) 宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

別記様式第 4 号（注）を削る。

別記様式第 5 号中「労働基準監督署への届出」を「都道府県労働局長への届出」に改める。

別記様式第 7 号中

有	1 級及び 2 級建築士（建築士法第 5 条）
資	1 級及び 2 級建築施工管理技士 （建設業法施行令第 27 条の 3）
格	1 級及び 2 級電気工事施工管理技士 （建設業法施行令第 27 条の 3）
職	1 級及び 2 級管工事施工管理技士 （建設業法施行令第 27 条の 3）
員	

を

有	一級又は二級建築士（建築士法第 2 条）
資	一級又は二級建築施工管理技士 （建設業法施行令第 34 条）
格	一級又は二級電気工事施工管理技士 （建設業法施行令第 34 条）
職	一級又は二級管工事施工管理技士 （建設業法施行令第 34 条）
員	

に改める

別記様式第 12 号を次のように改める。

様式第 12 号 (第 6 条関係)

変 更 等 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号 () -

次のとおり変更 (廃止・休止) したので届け出ます。

変更 (廃止・休止) 年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 後	変 更 前
変更 (廃止・休止) 理 由		

(注) 変更の場合には、変更事項を証する書面の写しを添付すること。

役員の氏名又は役名に変更があった場合には、変更後の別紙「役員等の一覧表」を作成の上、あわせて提出すること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 724号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションゼロワン	都城市松元町11-13	令和3年9月8日

宮崎県告示第 725号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひむか薬局三股店	北諸県郡三股町大字樺山字中原5036番88	令和3年8月12日

宮崎県告示第 726号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
柳田病院	都城市東町10街区17号

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年10月3日から令和6年10月2日まで

宮崎県告示第 727号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字日永八

重向津留甲2945-丙、甲2947-丙

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 728号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字下吉山5542-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 729号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字穴木1417、字舞野平1437-5、1437-10、1437-18、字上舞野1513-6、1513-8、1513-29

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 730号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字平谷6936、6937、6938-2から6938-6まで、6938-9から6938-11まで、6950-2、6952-6、6952-7、6952-9、字井手口6965-3、6965-5、6966-1、6966-5から6966-7まで、6966-9から6966-11まで、字中萩6967-1から6967-5まで、6967-7、6967-9、6967-18、6968、字大戸野7006-1、7006-9、7007-15
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 731号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和57年6月15日宮崎県告示第 669号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第11号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項						別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項					
課	副 知 事	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項		課	副 知 事	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	
[略]						[略]					
医療 薬務 課				1・2 [略] 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務 (1)・(2) [略]		医療 薬務 課				1・2 [略] 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務 (1)・(2) [略]	

	(3) 第69条第5項の規定による立入検査等(第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。)に関すること。 4～6 [略]		(3) 第69条第6項の規定による立入検査等(第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。)に関すること。 4～6 [略]
[略]		[略]	

別表第5 (第5条関係)

別表第5 (第5条関係)

出先機関の長特定専決事項	
[略]	
保健所	
1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務	
(1) [略]	
(2) 第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関すること。	
(3) 第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関すること。	
(4) [略]	
(5) 第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新に関すること。	
(6) 第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。	
2～9 [略]	
[略]	
家畜保健衛生所	
1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務	
(1)～(4) [略]	
(5) 第39条第4項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。	
(6) 第40条の5第4項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。	
(7) [略]	
2～7 [略]	
[略]	

出先機関の長特定専決事項	
[略]	
保健所	
1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務	
(1) [略]	
(2) 第12条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関すること。	
(3) 第13条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関すること。	
(4) [略]	
(5) 第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新に関すること。	
(6) 第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。	
2～9 [略]	
[略]	
家畜保健衛生所	
1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による次の事務	
(1)～(4) [略]	
(5) 第39条第6項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に関すること。	
(6) 第40条の5第6項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に関すること。	
(7) [略]	
2～7 [略]	
[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮崎県条例第5号)第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

4 変更の年月日
令和3年4月1日

5 変更する理由
設置者の代表者交代のため

6 届出年月日
令和3年9月17日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年9月30日から令和4年1月31日まで

8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和3年9月30日から令和4年1月31日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
令和3年9月30日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口長徳	えびの市大字栗下80番地1
理事	内山俊一	えびの市大字末永1929番地2
理事	木下喜一	えびの市大字大河平2827番地3
理事	東蕨安美	えびの市大字上江1924番地3
理事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地
理事	鶴内浩俊	えびの市大字末永2490番地
理事	川口三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	栗下政雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理事	山下正成	えびの市大字東長江浦 360番地
理事	田内四朗	えびの市大字東川北 362番地
理事	宮園良春	えびの市大字昌明寺 155番地
理事	田方説夫	えびの市大字内堅 227番地
理事	岡田佐月	えびの市大字岡松 877番地1
理事	上井正秀	えびの市大字島内 566番地
理事	馬越脇 泰二	えびの市大字前田 962番地
理事	内牧照雄	えびの市大字榎田65番地
理事	立山 巽	えびの市大字内堅 570番地
監事	前田勝己	えびの市大字坂元21番地3
監事	菅田正博	えびの市大字西長江浦1783番地ロ
監事	向原雄二	えびの市大字東長江浦 327番地

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口長徳	えびの市大字栗下80番地1
理事	内山俊一	えびの市大字末永1929番地2
理事	常森賢二	えびの市大字榎田99番地1

理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地3	理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	東 脇 正	えびの市大字大明司1171番地 1	理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	東 蔵 安 美	えびの市大字上江1924番地 3	理 事	勘 場 孝 次	えびの市大字大河平1837番地
理 事	鞍津輪 彰	えびの市大字池島 488番地	理 事	溝 口 幸 男	えびの市大字大河平1596番地 5
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地	理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地 2	理 事	田ノ畑 徳 和	えびの市大字杉水流 176番地 2
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地	理 事	山 野 敏 博	えびの市大字原田 397番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地	理 事	大木場 利 明	えびの市大字原田1954番地 5
理 事	田 内 四 朗	えびの市大字東川北 362番地	監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地	監 事	下 原 政 人	えびの市大字前田1100番地
理 事	田 方 説 夫	えびの市大字内堅 227番地	監 事	梅 北 悟	えびの市大字原田3595番地
理 事	岡 田 佐 月	えびの市大字岡松 877番地 1	(任期：令和5年4月6日まで)		
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地	2 退任した役員		
理 事	福 永 好 博	えびの市大字内堅1163番地	役 名	氏 名	住 所
監 事	前 田 勝 己	えびの市大字坂元21番地 3	理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
監 事	境 田 博 之	えびの市大字内堅 249番地 1	理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
監 事	菅 田 正 博	えびの市大字西長江浦1783番地口	理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和3年9月30日</p> <p>宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>			理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
1 就任した役員			理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地口
役 名	氏 名	住 所	理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地	理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6	理 事	大正水流 義則	えびの市大字坂元 624番地 2
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1	理 事	原 田 文 吾	えびの市大字杉水流 2 番地
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2	理 事	勘 場 孝 次	えびの市大字大河平1837番地
理 事	岩 元 浩 善	えびの市大字杉水流 599番地	理 事	溝 口 幸 男	えびの市大字大河平1596番地 5
			理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
			理 事	宮 原 岐 雄	えびの市大字原田1602番地17
			監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地

監 事	中 野 愛 博	えびの市大字原田3454番地
監 事	下 原 政 人	えびの市大字前田1100番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第7278号	(有)岩本衛生工業	岩本 晋時	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折3240-16	一般	土木工事業、建築工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和3年8月12日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9091号	(有)末次建設工業	末次 秀信	宮崎県小林市野尻町東麓1384-2	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和3年8月18日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 13176号	(有)アパ	藤山 竜二	宮崎県宮崎市大字芳士3795	一般	電気工事業	令和3年8月4日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-28)第8281号	都栄工業(株)	岡崎 勝信	宮崎県西都市大字岡富1259-36	特定	塗装工事業	令和3年8月27日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 13650号	(株)和晃	山本 圭介	宮崎県宮崎市大字芳士1970-1	一般	解体工事業	令和3年8月13日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第 13947号	(株)九州建設サポート	蛭原 猛	宮崎県宮崎市大字大瀬町 359	一般	管工事業	令和3年8月12日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第 13959号	(有)後川内商店	脇田 亨	宮崎県西諸県郡高原町大字後川内2751	一般	解体工事業	令和3年8月18日付けで廃業した旨の届け	令和3年8月18日(一部廃業)

宮崎県環境影響評価条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 125号。以下「規則」という。）第48条の規定により読み替えて適用される宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号。以下「条例」という。）第13条第 1 項の規定により、環境影響評価準備書（

以下「準備書」という。）を作成したので、規則第48条の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により、次のとおり公告し、当該準備書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、当該意見を書面により提出するこ

とができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画決定権者の名称

宮崎県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

国道10号住吉道路(都市計画道路住吉通線)

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長 約6km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

準備書において示す区域

4 都市計画対象事業に係る関係地域の範囲

宮崎市佐土原町下那珂、同市大字広原、同市大字島之内及び同市大字新名爪の各一部

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和3年9月30日から令和3年10月29日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

(1) 提出期限

令和3年11月12日

(2) 提出先

宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)

宮崎県環境影響評価条例施行規則(平成12年宮崎県規則第125号)第48条の規定により読み替えて適用される宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)第16条第2項において準用する同条例第7条の2第2項の規定により、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を次のとおり開催する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画決定権者の名称

宮崎県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

国道10号住吉道路(都市計画道路住吉通線)

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長 約6km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

準備書において示す区域

4 都市計画対象事業に係る関係地域の範囲

宮崎市佐土原町下那珂、同市大字広原、同市大字島之内及び同市大字新名爪の各一部

5 準備書説明会の開催日時及び場所

(1) 令和3年10月12日(火曜日)午後2時から

宮崎市住吉公民館

(2) 令和3年10月13日(水曜日)午後2時から

宮崎市佐土原保健センター

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、次のとおり宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・18号住吉通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市佐土原町下那珂字平廻、字土器田、字平権現前、字坂本、字中原、字城ヶ峰、字田淵田、字成枝権現、字萩原、字諏訪山、字鳥越、字南田、字堤下、字曲田及び字橋口、同市大字島之内字不動坊、字前田、字栢田、字田中、字尾方、字川添、字湯取及び字内添、同市大字広原字柳及び字向後並びに同市大字新名爪字麦田、字宮田、字鼻切、字二月田、字前田及び字尾廻の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和3年9月30日から令和3年10月29日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 意見書の提出期限

令和3年11月12日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同

法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、次のとおり宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・1・1号花ヶ島西通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

宮崎市大字新名爪字宮田、字麦田、字鼻切及び字二月田の各全部並びに同市大字新名爪字前田及び字尾廻の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和3年9月30日から令和3年10月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見書の提出期限

令和3年11月12日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、次のとおり宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・17号徳ヶ洲御殿下通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市佐土原町下那珂字平廻及び字土器田の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市佐土原町下那珂字土器田、字平権現前、字小平、字坂本、字平村、字矢野、字尾原及び字片瀬原の各全部並びに同市同町下那珂字平廻の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原

総合支所農林建設課

(2) 期間

令和3年9月30日から令和3年10月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見書の提出期限

令和3年11月12日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、次のとおり宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・19号尾原通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市佐土原町下那珂字坂本、字平村、字矢野、字尾原及び字片瀬原の各一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課

(2) 期間

令和3年9月30日から令和3年10月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見書の提出期限

令和3年11月12日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 恒温恒湿室 1台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和4年3月15日

(4) 納入場所 宮崎県木材利用技術センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年11月4日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和3年9月30日から令和3年10月11日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和3年9月30日から令和3年11月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和3年9月30日から令和3年11月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和3年11月10日午前10時(送付にあっては、令和3年11月9日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年11月10日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/or services required:

Temperature and Humidity-controlled chamber x1

(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 10 November, 2021

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 短柱圧縮試験機一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和4年3月15日

(4) 納入場所 宮崎県木材利用技術センター

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年11月4日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 10 月 11 日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 期間 令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 11 月 10 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 交付期間 令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 11 月 4 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 提出期限 令和 3 年 11 月 10 日午前 11 時 (送付にあっては、令和 3 年 11 月 9 日午後 5 時必着)
(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
(2) 日時 令和 3 年 11 月 10 日午前 11 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/or services required: Hydraulic Compression Testing Machine x1
(2) Time limit for tender: 11:00 a.m. 10 November, 2021
(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury

Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 9 月 30 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品 天井懸垂式医療機器等一式
(2) 購入物品の数量及び特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入期限 令和 4 年 1 月 7 日
(4) 納入場所 県立宮崎病院
(5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
イ 令和 3 年宮崎県告示第 116 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
エ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第 93 号) に基づく資格停止 (以下「資格停止」という。) を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
オ 会社更生法 (平成14年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 3 年 10 月 14 日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7629
(2) 期間 令和 3 年 9 月 30 日から令和 3 年 10 月 20 日まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

<p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当</p> <p>(2) 期間 令和3年9月30日から令和3年10月20日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当</p> <p>(2) 提出期限 令和3年10月20日午後5時 必着</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号</p> <p>(2) 日時 令和3年10月21日午後2時</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当</p> <p>11 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>12 質問回答</p> <p>(1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期限 令和3年10月14日午後5時まで</p> <p>イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当</p> <p>ウ 提出方法 電子メールによること。</p> <p>メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp</p> <p>(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。</p> <p>ア 回答期限 令和3年10月19日午後5時まで</p> <p>イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。</p> <p>ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。</p> <p>13 その他</p> <p>(1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>(2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Ceiling suspension type medical equipment, etc</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 20 October, 2021</p> <p>(3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Governm-</p>	<p>ent, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629</p>
--	--

--	--